

タイにおける化学物質管理の 最新動向

Ms. Teeraporn WIRIWUTIKORN

天然資源環境省公害規制局
廃棄物・有害物質管理部 有害物質課 課長



東南アジアにおける化学物質管理の最新動向に関するセミナー
2015年2月20日 日本 東京



プレゼンテーションの概要

- ❖ 現状の概要
- ❖ 化学物質管理に関する主要な国内政策
- ❖ 化学物質管理に関する主要な法令
- ❖ 最近または新たに採用された規制
- ❖ 新たな政策 – PRTR.
- ❖ 現在進行中の活動および将来の方向性

現状の概要

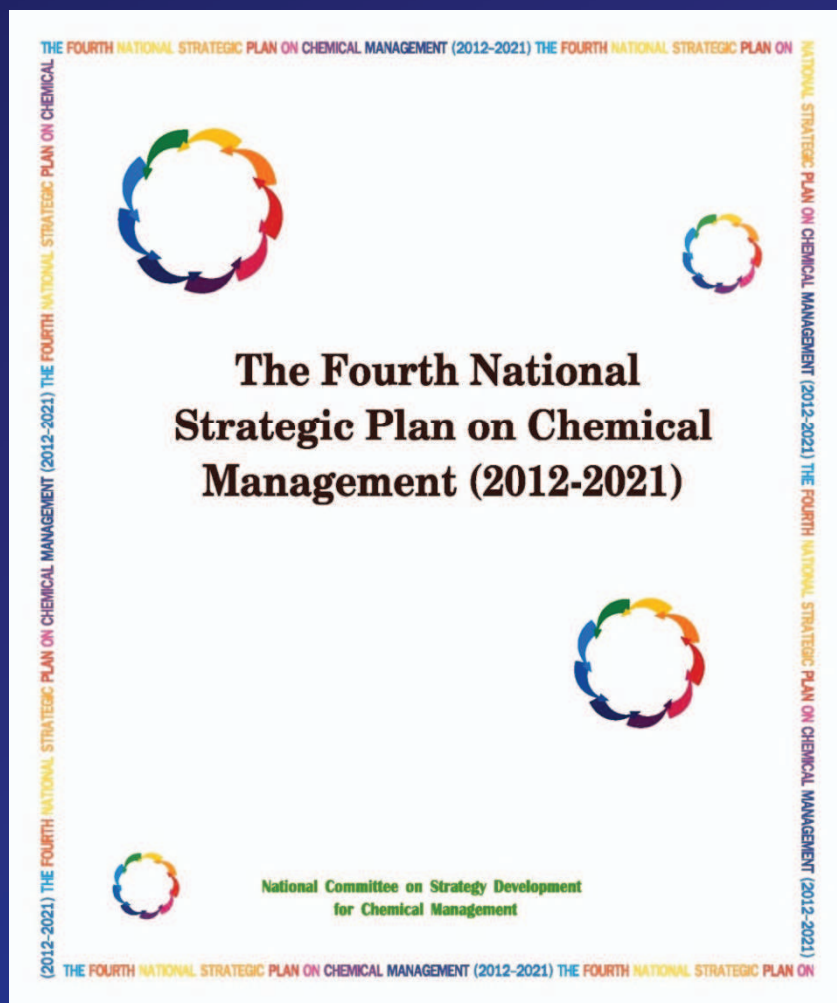
- ❖ タイ王国は直接的な使用および付加価値製品の生産を目的として、多種多様な化学物質を輸入している。
 - 例えば、石油製品、工業化学物質、肥料、殺虫剤、一般化学品。
- ❖ 化学物質の使用は、増加傾向にある。
- ❖ 諸問題：環境汚染、公衆衛生、化学薬品中毒、労働衛生、化学的事故、有害廃棄物の処理および廃棄。

化学物質管理に関する 主要な国内政策

❖ 化学物質管理に関する

第4次化学物質戦略国家計画 (2012 - 2021)

第4次化学物質戦略国家計画 (2012 - 2021)

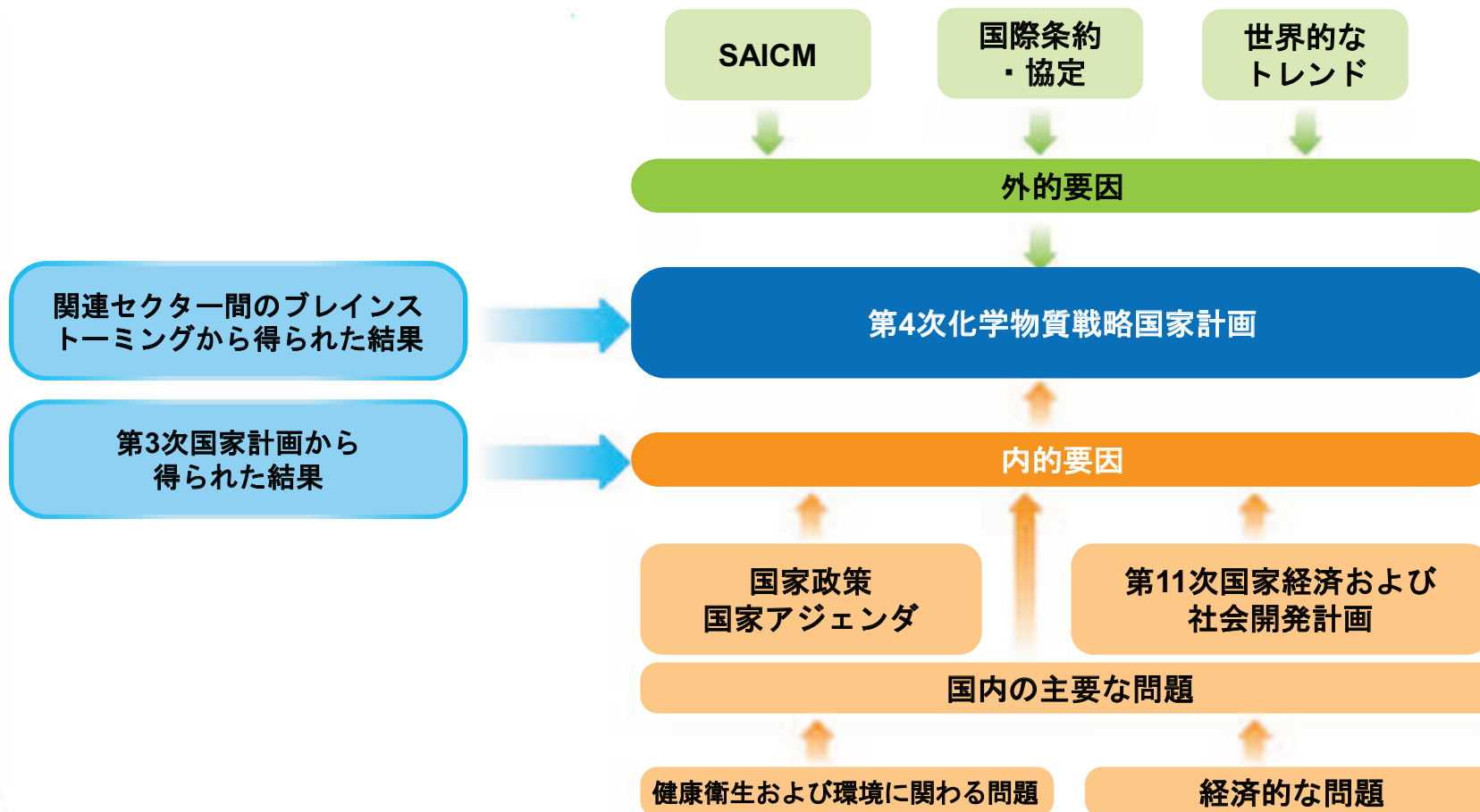


目標

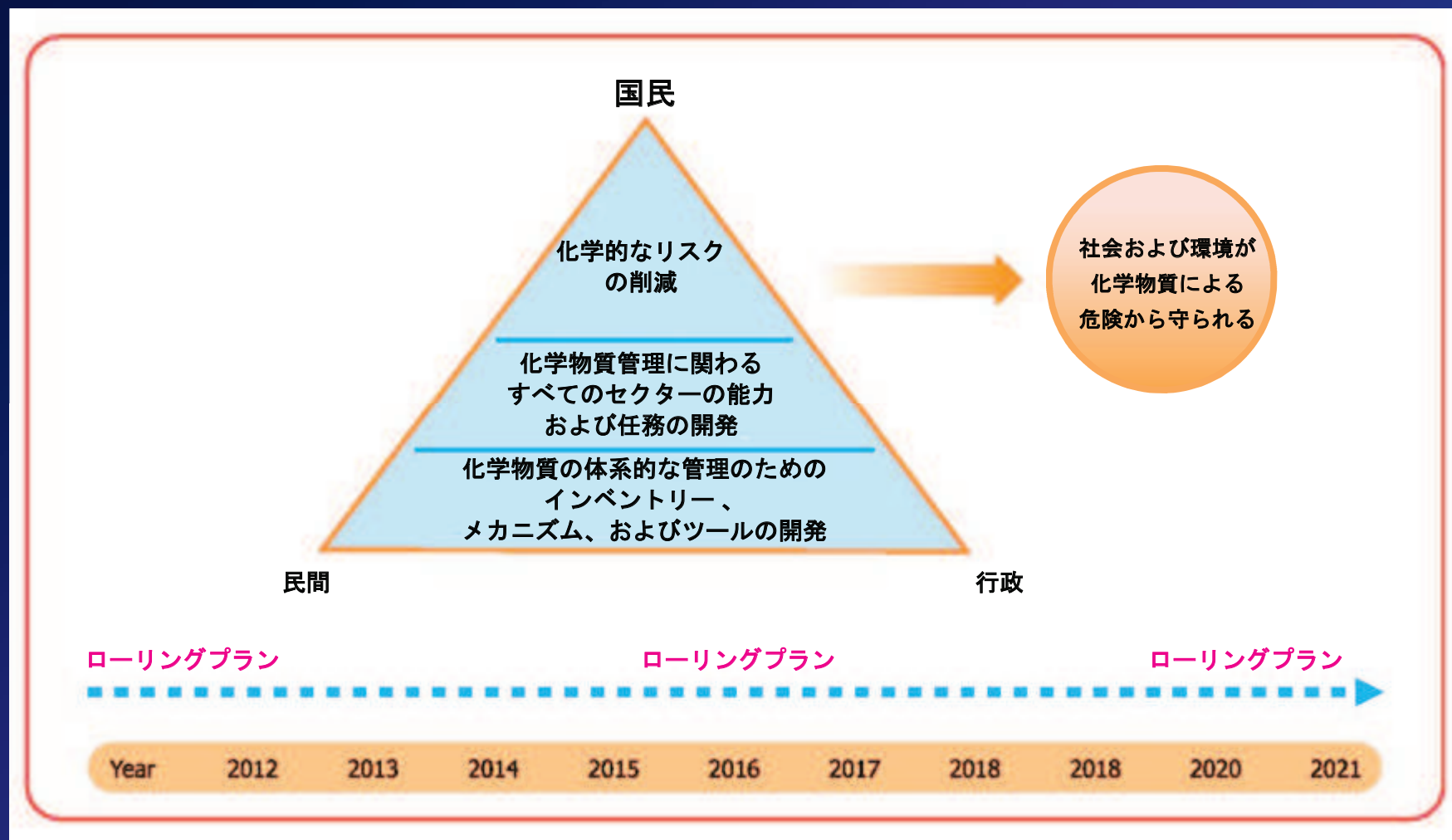
「2021年までに、すべてのセクターの参加により、国家開発計画に則った効果的な化学物質管理を実行することにより、安全な社会と環境を確保する。」

第4次化学物質戦略国家計画 (2012 - 2021) (つづき 1)

第4次計画の概念図



第4次化学物質戦略国家計画 (2012 - 2021) (つづき 2)



第4期計画のコンセプトおよび原則

第4次化学物質戦略国家計画 (2012 - 2021) (つづき 3)

目的

1. 国内および国際開発計画に則り、化学物質のライフサイクルを完全に網羅することのできる、化学物質の体系的な管理を開発する。
2. 国内における化学物質管理に関わるすべてのセクター間の連携および調整を促進する。
3. 健康および環境への化学物質の影響を最小限にする。

目標

1. タイ王国は、人の健康を守り、人間および環境へ安全を提供することができるメカニズムおよび化学物質管理システムを所有する。
2. すべてのセクターが、健康および環境への化学物質の影響を制御および管理する能力を持つ。
3. 国内の化学物質を管理するための既存のネットワークを強固なものとする。

第4次化学物質戦略国家計画 (2012 - 2021) (つづき 4)

戦略

- 戦略1 化学物質を管理する完全統合システムを構築するために必要な化学物質のデータベース、メカニズムおよびツールを開発する。
- 戦略2 化学物質管理に関わるすべてのセクターの能力および任務を開発する。
- 戦略3 化学物質によるリスクを削減する。



第4次化学物質戦略国家計画 (2012 - 2021) (つづき 5)

戦略1

化学物質を管理する完全統合システムを構築するために必要な化学物質のデータベース、メカニズムおよびツールを開発する。

- サブ戦略 1 化学物質の集中データベース・システムを開発する。
- サブ戦略 2 化学物質を管理する完全統合システムを支援するメカニズムおよびツールを開発する。
- サブ戦略 3 効率の良い化学物質管理を運営するメカニズムを構築する。

第4次化学物質戦略国家計画 (2012 - 2021) (つづき 6)

戦略2

化学物質管理に関わるすべてのセクターの能力および任務を開発する。

- サブ戦略 1 化学物質管理のための、知識とノウハウの開発および人材のキャパシティ・ビルディング（能力開発）。
- サブ戦略 2 国際条約および国際協定に対し、効率良く準備し回答するための能力を育成する。
- サブ戦略 3 すべてのセクターに化学物質管理に関する役割分担と参加を促進する。

第4次化学物質戦略国家計画 (2012 - 2021)(つづき - 7)

戦略 3

化学物質によるリスクを削減する。

- サブ戦略 1 化学物質による危険を防止する。(農業、工業、公衆衛生、消費者および輸送部門)
- サブ戦略 2 化学物質が人の健康および環境に与える影響を監視する。
- サブ戦略 3 緊急時の対応、処置および修復に関する能力を強化する。

化学物質管理に関する 主要な法令

❖ 有害物質法 (1992、2008)

有害物質法 (1992、2008)

- ❖ 有害物質を4つのタイプに分類した。
- ❖ 生産、輸入、輸出、保管というすべての活動において、有害物質を管理している。
- ❖ 化学物質の使用目的ごとに 責任を持つ
7つの局を設置した。
- ❖ 基準および手続を指定した。

規制の対象範囲 – 有害物質の定義

- 1) 爆発物
- 2) 引火性物質
- 3) 酸化剤及び過酸化物質
- 4) 毒性物質
- 5) 伝染性物質
- 6) 放射性物質
- 7) 突然変異原
- 8) 腐食性物質
- 9) 刺激性物質
- 10) 化成品であるか否かを問わず、人、動物、植物、土地、および環境に有害である可能性のある他のすべての物質

有害物質の種類

❖ **タイプ1** – 必ず届出なければならず、指定された基準および手続を遵守すること。

⇒ 製造業者および輸入業者は、当局に製品の情報を届出なければならない。事業者は、製品の製造および保管について指定されている基準および手続 (ラベル表示、規則および条件など) を遵守しなければならない。

有害物質の種類

❖ **タイプ2**-当局に登録し、届出し、指定された基準および手続を遵守しなければならない。

⇒工場局の届出を遵守し、生産、輸入、輸出および保管の目的で実行される活動について当局へ届出する。

⇒工場局の管轄範囲内である有害物質の製造業者、輸入業者、輸出業者および所有者による届出のための基準に関する工業省告示に従い、生産量、輸入量、輸出量および保管量を当局に通知する。

有害物質の種類

❖ **タイプ3** - 当局に登録し、ライセンスを取得し、届出しなければならない。

⇒ 対象となる有害物質の生産、輸入および保管のためのライセンスの申請書を提出する。

⇒ 工場局の管轄範囲内である有害物質の製造業者、輸入業者、輸出業者および所有者による届出のための基準に関する工業省告示に従い、生産量、輸入量、輸出量および所有量を当局に通知する。

❖ **タイプ4** - 生産、輸入、輸出および所有(保管)を禁止する。

化学物質とその担当局

- ❖ 工業用化学物質
 - 工場局 (DIW)
- ❖ 殺虫剤および農業用
 - 農業局 (DOA)
- ❖ 家庭、保健医療、および消費者用化学物質
 - 食品医薬品局 (FDA)
- ❖ その他の化学物質
 - 平和使用原子力エネルギー局
 - 畜産開発局、水産局、エネルギー事業局

登録 – タイプ 2 および 3

❖ 登録用の申請書と共に提出しなければならない情報:

- MSDS、GHS 要件
- 有害物質の特性
- コンテナもしくはタンクの特性を証明する書文書もしくは写真
- コンテナが安全に保管されていることを証明する書文書および写真 (該当する場合)
- 化学物質の特性を分析するための化学物質のサンプル、または
- 特性が承認した分析研究機関が作成した分析結果または仕様を証明するドキュメント

登録 – タイプ 2 および 3 (つづき)

- ❖ (3) および (4)における文書の代わりにサンプルを提出することができるが、その場合においても、サンプルの一部、分析結果、(5)の文書は、管轄当局により指定された様式とする。
- ❖ 適用免除のケース
 - 対象となる有害物質がすでに登録されている。
 - 他の法律により、対象となる有害物質の生産および輸入が許可されている。
 - 対象となる有害物質について明確かつ信頼できる情報がある。

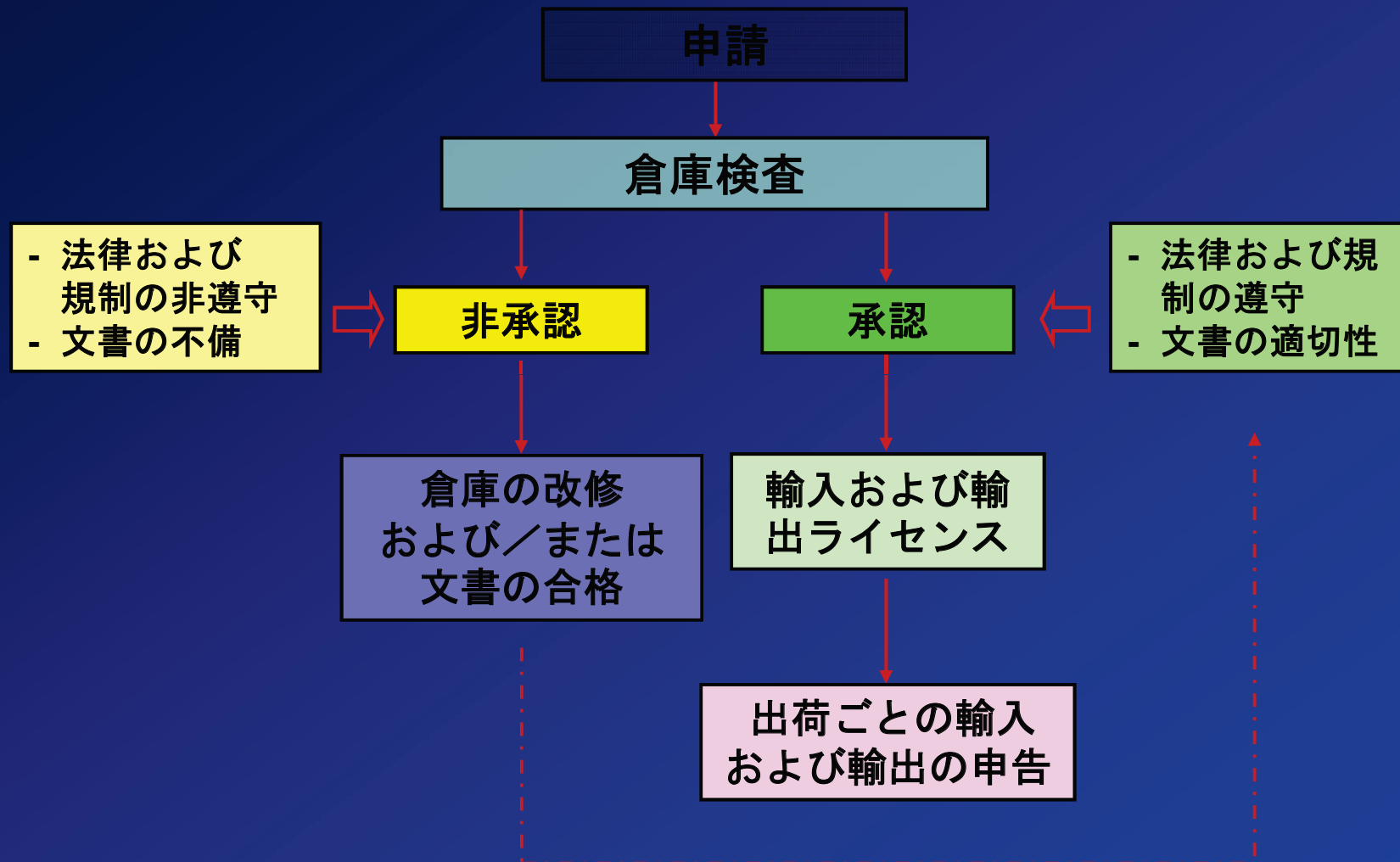
許可およびライセンス – タイプ 3

- ❖ 製造業者、輸入業者、輸出業者、所有者および保管者の各々に対し、5つの異なる申請書が用意されている。
- ❖ 適用免除
 - ⇒ 対象となる者が既に、化学物質の製造、輸入または輸出の許可を受けている場合には、特定の有害物質の所有について、その許可が適用免除されることがある。

許可およびライセンス – タイプ 3 (つづき-1)

- ❖ 提出しなければならない情報。例えば、
 - 輸入業者 - 名前、住所、商用ライセンス。
 - 化学的特性- 商標名、化学式、輸入および輸出の数量、生産国、生産会社および輸送手段。
 - 安全性データシート (工業用化学物質の場合)、または有効性試験、残留物試験、品質分析、毒性データ評価の結果 (農薬の場合)。
 - 倉庫 - 住所、場所、倉庫の構造と労働安全衛生上の保護および予防措置。

許可およびライセンス – タイプ 3 (つづき2)



許可およびライセンスの申請手続

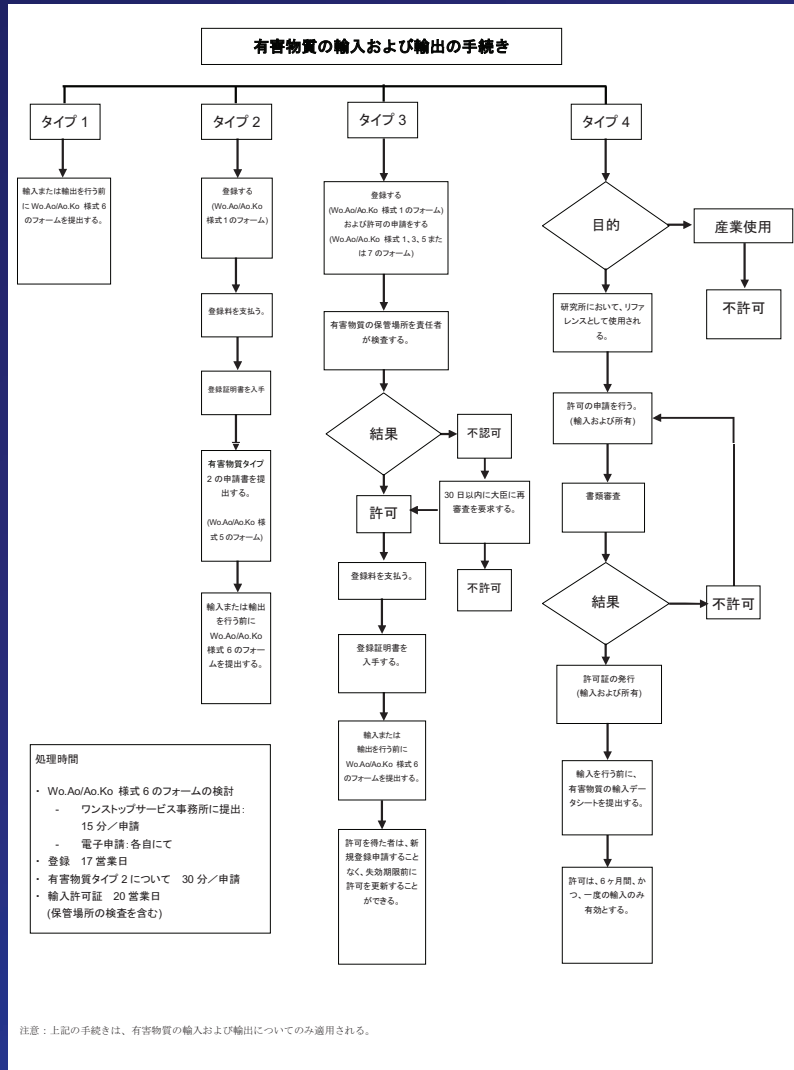
輸入および輸出の申告

- ❖ 有害物質のそれぞれの出荷については、工業省公示 B.E. 2547 (2004)に従って、通関手続に先立ち、工場局へ輸入および輸出申告書を提出しなければならない。
- ❖ 輸入業者および輸出業者は、以下を申告しなければならない。
 - 化学的特性: 名称、化学式および配合の割合、商標名、一般的な名称または略号 (該当する場合)
 - 数量 (輸入する化学物質またはコンテナ)、コンテナの特徴。
 - 保管および貯蔵施設の場所
 - 輸送手段
 - 税関所在港、税関所在港への到着予定日または税関所在港からの出発予定日
 - インボイス
 - 船荷証券
 - 規制制限のある化学物質については、特定の文書。

輸入および輸出の申告 (つづき)

- ❖ 組成物の100%情報開示
 - 査定のために工場局より要請。
 - タイ王国税関も、SDSの情報に照らし合わせて、申告を検査する。
- ❖ 輸入および輸出の関税申告の2つの選択肢:
 - 工場局の一つの窓口。ワンストップサービスの提供により、すべての手続を15分で終わることができる。
 - 工場局のホームページから、オンラインで申告を行うことができる。

有害物質の輸入および輸出の手続



(配布資料をご参照
ください。)

専門作業責任者

- ❖ 有害物質を取り扱う事業者の施設における、工場局の認可に基づく、有害物質の安全な保存に関わる安全責任者の指名に関する工業省公示(B.E. 2551 (2008))。
- ❖ 工場局の認可に基づく、有害物質の安全な保管の安全責任者の届出と登録、有害物質の安全な保管に関する報告のための基準および方法に関する工場局公示(B.E. 2551 (2008))。
- ❖ 有害物質の安全な保管に関わる安全責任者の登録の検査に関する工場局公示(B.E. 2553 (2010))。

専門作業責任者 (つづき)

- ❖ 有害物質が適切に管理されていることを保証するために、専任者を配置しなければならない。その指名手続のために、一定の基準および方法を設定する必要がある。
- ❖ 規制の対象範囲
 - 総量年間千メートルトン以上の有害物質のタイプ1、2または3を取り扱う製造業者、輸入業者および輸出業者。
 - 有害物質の保管面積300平方メートル以上の有害物質の取り扱い業者および保存業者。
 - 可燃性物質または酸化剤を取り扱う、有害物質の製造業者、輸入業者、輸出業者、取り扱い業者および保存業者。
- ❖ 適用免除の対象者
 - 有害物質をタンク、サイロ、移動可能およびバルク対応型の極低温液化ガスまたは冷蔵液化ガス用コンテナに保存する有害物質の製造業者、輸入業者、輸出業者、取り扱い業者および保存業者。

有害物質法への化学物質の追記

- ❖ 国家政策
- ❖ 技術的および科学的な証拠
- ❖ 国際条約・協定への対応

国際条約・協定への対応

例えば

- ❖ CFC、HCFC、ハロン類およびMeBrは、モントリオール議定書を遵守し管理している。
- ❖ 化学廃棄物は、バーゼル条約を遵守し管理している。
- ❖ 化学兵器は、化学兵器の製造、貯蔵、使用および破壊の禁止を遵守し管理している。

国際条約・協定への対応

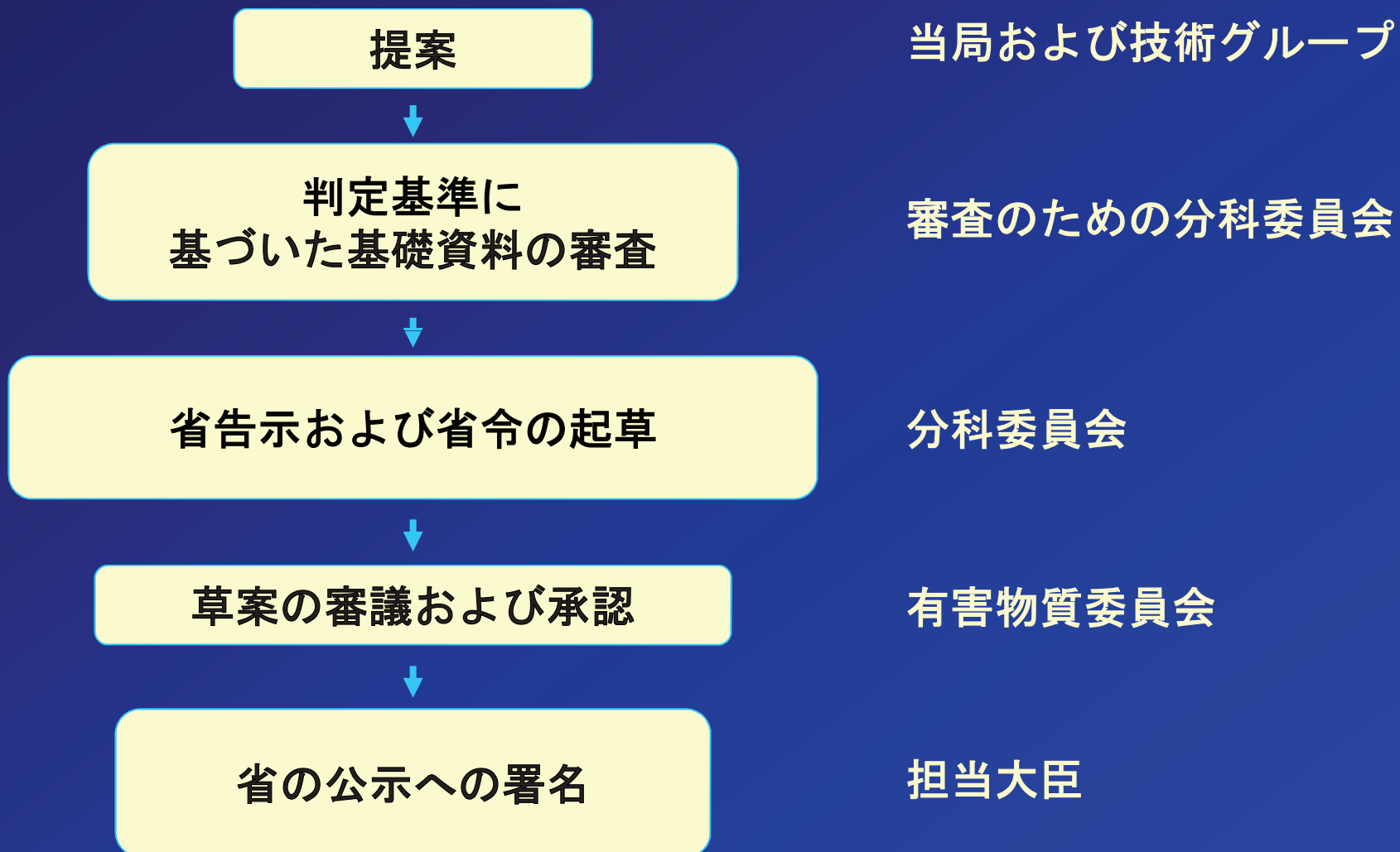
(つづき)

❖ スtockホルム条約を遵守したPOPs（残留性化学物質）管理

- すべての初期POPs物質および追加された農薬を含むを含む、16種類の意図的製造POPsが禁止されている。
- 5種類の追加された工業用化学品 (c-PentaBDEs、c-OctaBDEs、PFOS、ペンタクロロベンゼンおよびヘキサブロモシクロデカン)
⇒ 有害物質法への新たな記載を現在国内で進めている。

❖ ロッテルダム条約を遵守したPOPs

有害物質法 (1992) への化学物質の 新たな記載の手続き



有害物質委員会

- ❖ 政府機関内から選出されたメンバーによる。
- ❖ 省、庁、局: 例えば、国内取引、医療サービス、公共事業、警察、農業、農業普及、食品医薬品局、平和のための原子力利用局、工業規格協会、天然資源環境省。
- ❖ 工業省より議長を、工場局より書記長を選出する。
- ❖ 学者およびNGO。

近年新たに採用された規制

- ❖ 有害物質の最新リスト
- ❖ GHS の実施

有害物質のリスト (2013)

- ❖ 工業省公示：有害物質のリスト、B.E. 2556 (2013)
- ❖ 複数の政府機関により規制された1,585種類の化学物質が記載されている 6つの付属資料：
 - 付属資料1 農業省：698 種類
 - 付属資料2 水産省：21種類
 - 付属資料3 畜産開発局：36種類
 - 付属資料4食品医薬品局：258種類
 - 付属資料5 工場局：570種類
 - 付属資料6 エネルギー事業局：2種類

有害物質のリスト

No. 2 (2015)

- ❖ 工業省公示：有害物質のリスト No. 2、B.E. 2558 (2015)
- ❖ 工場局による監視・監督下にて、付属資料5に記載されている化学物質のリストの改訂した。
 - リスト 5.1 化学物質 – 9物質について、指定要件の追加または改正を実施した。
 - リスト 5.4 その他の化学物質 – 流動パラフィンおよび石油精製油の管理レベルをタイプ 3からタイプ 1へ下げた。
 - リスト 5.5 化学兵器 – 1物質について、指定要件の改正を実施した。

有害物質のリスト

No. 2 (2015) (つづき)

- ❖ 工場局の下で、付属資料5に新たに化学物質および物質を追加。
 - リスト 5.1 化学物質 – タイプ 3 の化学物質に、2物質を追加した(ジイソシアネート)。
 - リスト 5.4 その他の化学物質 – タイプ 3 の化学物質に、イソシアネート混合異性体または混合物を、タイプ2の化学物質に、樹脂を指定要件付きで追加した。
 - リスト5.5化学兵器 – タイプ4に属する物質として、3物質を追加した。
 - リスト5および6 特性に応じて管理する化学物質のグループを記載した。 – 新しいリスト

リスト5および6 特性に応じて管理する 化学物質のグループ

- ❖ 有害物質法に未だ記載のない単一物質または混合物に適用した。
- ❖ 以下の特性の一つ以上に当てはまる化学物質に適用した。
 - 1) 爆発物
 - 2) 可燃性物質
 - 3) 酸化剤と過酸化物質
 - 4) 毒性物質
 - 5) 突然変異原
 - 6) 腐食性物質
 - 7) 刺激性物質
 - 8) 発癌性物質
 - 9) 生殖器官に対する有害物質
 - 10) 環境有害物質

リスト5および6 特性に応じて管理する 化学物質のグループ (つづき)

- ❖ 年間1000キロ以上の製造業者または輸入業者は、オンライン電子システムを利用して、毎年1回工場局に通知をしなければならない。
- ❖ かかる手続は、工場局公示に基づいて、指定された基準を遵守してなされなければならない。(準備中)
- ❖ 適用免除により通知手続が簡素化される。タイプ1、2または3に属する有害物質の通知手続を行う必要がない。

GHS の実施

- ❖ 工業省公示、題名：有害物質の分類および通知システム B.E. 2555 (2012)
- ❖ 工場局の管理下におかれている化学物質に適用 (規制工業用化学品)。
- ❖ UN GHS の改訂3を遵守する (2009)。
- ❖ 2ステップでの実施。以下の日付にて施行する。
 - 単一物質：2013年3月13日
 - 混合物：2017年3月13日

GHS の実施 (つづき -1)

❖ 28 の危険有害性クラスを採用した。

➤ 物理的有害性(16)

爆発物、可燃性又は引火性ガス、可燃性又は引火性エアロゾル、支燃性又は酸化性ガス、高圧ガス、引火性液体、可燃性固体、自己反応性化学品及びその混合物、自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性化学品及びその混合物、水反応可燃性化学品及びその混合物、酸化性液体、酸化性固体、有機過酸化化物、金属腐食性化学品

GHS の実施 (つづき -2)

❖ 28 の危険有害性クラスを採用した。(つづき)

➤ 健康に対する有害性(10)

爆発物、急性毒性、皮膚腐食性、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性、呼吸器または皮膚感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器暴露毒性 - 単回暴露、特定標的臓器暴露毒性-反復暴露、吸引性呼吸器有害性。

➤ 環境に対する(2)

水生環境有害性、および
オゾン層に対する有害性



新たな政策 - PRTR

環境汚染物質排出移動登録

Pollutant Release and Transfer Register



PRTRは、様々な発生源から環境中へ放出された汚染物質の量や排水や廃棄物として事業所の外に運び出された汚染物質の量に関する情報を提供する仕組みである。

タイ王国におけるPRTR

タイ王国におけるPRTR

環境汚染管理委員会



PRTR 分科委員会



PRTRの開発に関する
作業部会



PRTR 対象物質のリスク
コミュニケーションに関する作業部会

タイ王国におけるPRTR (つづき)

目的

- 環境汚染データの一般への情報開示
- 工場による環境汚染の削減および対応
- 化学物質管理に関する国内および国際的な政策および戦略的計画の実行。
 - e.g., – 化学物質管理に関する戦略的国家計画
 - タイにおける残留性有機汚染物質 (POPs) に関するストックホルム条約の下での義務の実施のための計画。
 - アジェンダ21, SAICM
- 多様な発生源による環境汚染を監視し、化学物質および環境汚染の管理のための政策を制定する。

JICA-PRTR プロジェクトの概要

プロジェクト名

タイ王国におけるPRTRシステム構築のための
基本政策の開発：JICA-PRTR

カウンターパート



期間



- 初期計画：4 年間 (2010 - 2014)
- 延長期間：1 年間 (2015)

プロジェクトの概要 (つづき)

ゴール

タイ王国における
PRTR システムのモデル

プロセス

設計

試行

意見調査

適切なPRTRシステムの提案

対象とする有害物質の選択に関する コンセプト

毒性データ

n

曝露データ

1. 以下の法律等に記載のある化学物質
および環境汚染物質

- タイ王国の国内規則
- タイ王国が批准した国際条約 例えば、ストックホルム条約、ロッテルダム条約

1. 国内における化学物質の使用量
(生産 + 輸入 - 輸出の平均値、2007~2010年)

- 発がん性化学物質について、100 t/y
- 非発がん性化学物質について、1000 t/y

2. 化学物質のデータベース

- US EPA (IRIS, TRI, スクリーニング・レベル・テーブル)
- IARC
- 日本の環境省の化学物質ファクトシート
- IOMC 環境衛生基準

2. モニタリングデータ

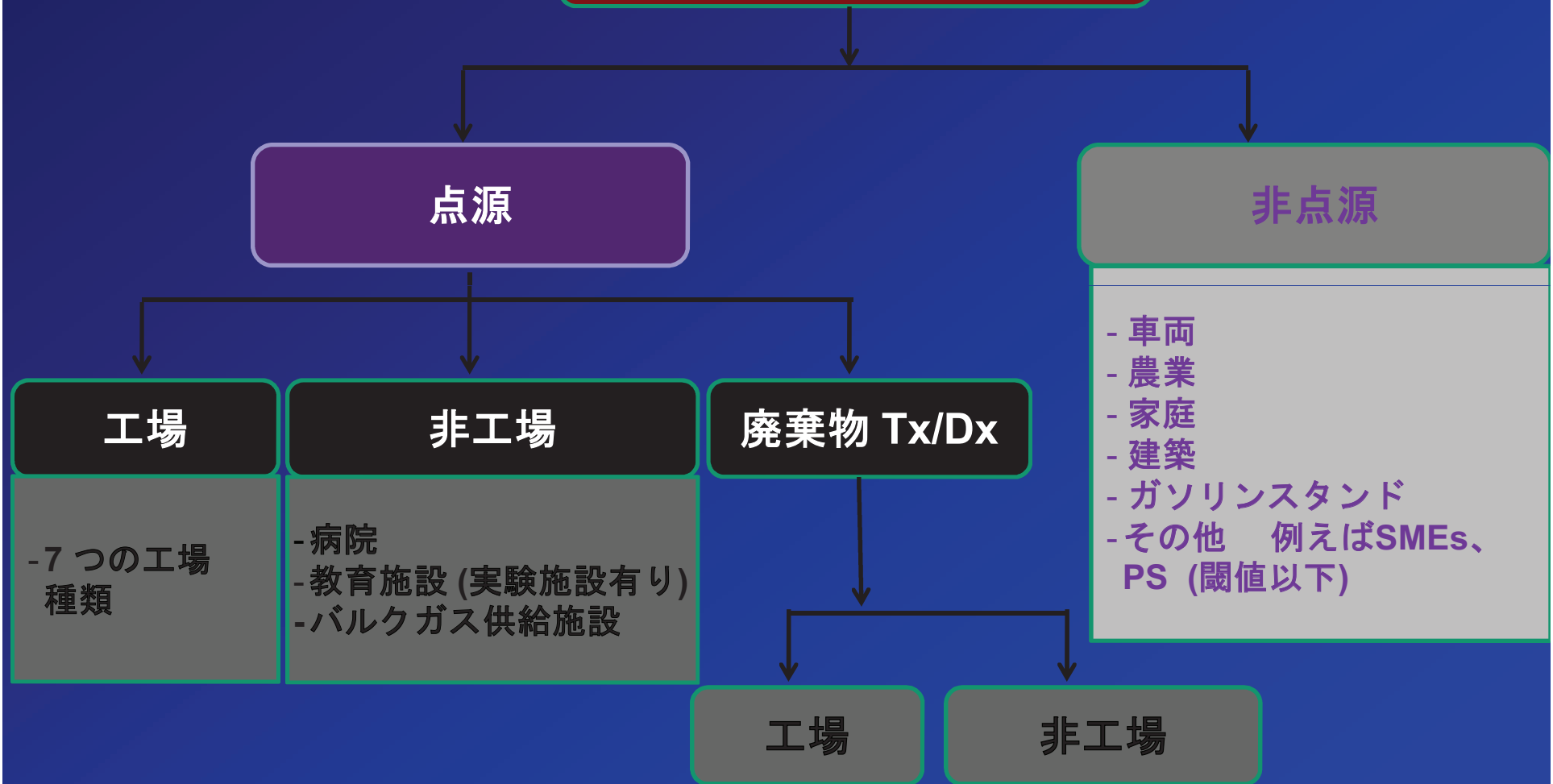
参考文献: PCD, DIW, IEAT, JICA エキスパートチーム、(2013); 対象とする有害物質の選択、JICA-PRTR プロジェクト

対象とする有害物質の概要

物質	種類	総数
化学物質	農薬	27
	金属類およびその混合物	12
	有機化合物	65
環境汚染物質	主要な環境汚染物質 (SO _x 、NO _x)	2
	非意図的な環境汚染物質 (ダイオキシンおよびフラン)	1
	合計	107

パイロット試行の実施の対象とする業種

環境汚染物質の発生源



報告に関する基準

3つの構成要素の組み合わせを検討

事業の種類



事業の規模



取り扱う
化学物質の量

参考文献: PCD, DIW, IEAT, JICA エキスパートチーム、(2012); タイ王国におけるPRTRシステムの点源の定義の提案、JICA-PRTR プロジェクト

報告に関する基準 - 工場

事業の種類	事業の規模	取り扱う化学物質の量
化学物質および化学製品、石油製品 輸送装置、サービスを除く	工場 タイプ 3	1 トン/年以上
木材および木材製品、家具および付属品		
金属製品、組み立て製品		
電気機械類および付属品		
プラスチック製品		
ゴム製品		

参考文献: PCD, DIW, IEAT, JICA エキスパートチーム、(2012); タイ王国におけるPRTRシステムの点源の定義の提案、JICA-PRTR プロジェクト

報告に関する基準 - 非工場

- 天然資源環境省の定義を参照。以下の事業の規模を閾値とする予定。

事業の種類	事業の規模	取り扱う化学物質の量
病院	ベッド数30以上	1 トン/年以上
学校、短期大学、大学、研究機関 (実験施設有り)	25,000 m ² 以上	
バルクガソリン供給施設	すべての規模	

参考文献: PCD, DIW, IEAT, JICA エキスパートチーム、(2012); タイ王国におけるPRTRシステムの点源の定義の提案、JICA-PRTR プロジェクト

報告に関する基準

廃棄物の処理および管理

事業の種類		事業の規模	取り扱う化学物質の量
工場	廃棄物集中処理プラント(工場局コード 101)	工場タイプ 3	なし
	産業廃棄物の分類または埋め立てに従事している工場 (工場局コード 105)	工場タイプ 3	
	産業廃棄物または使用済み工業製品の産業廃棄物のリサイクルに従事している工場 (工場局コード106)	工場タイプ 3 & 50 トン/日以上	
非工場	地方自治体の廃棄物焼却炉	50 トン/日以上	
	感染性の廃棄物焼却炉	すべての規模	

参考文献: PCD, DIW, IEAT, JICA エキスパートチーム、(2012); タイ王国におけるPRTRシステムの点源の定義の提案、 JICA-PRTR プロジェクト

非点源分野と対象となる化学物質

分野	試行実施時に対象となる化学物質	
農業	9	カプタン、銅およびその化合物、アメトリン、ブタクロール、2,4-Dジメチルアンモニウム、グリホサート-イソプロピルアンモニウム、パラコートジクロリド、プロパニル、クロルピリホス
建築(塗装)	6	アセトン、酢酸エチル、イソプロピルアルコール、トルエン、キシレン、ビス(2-エチルヘキシル)フタレート
病院 (閾値以下)	2	ホルムアルデヒド、エチレンオキサイド
学校 (閾値以下)	1	酢酸エチル
バルクガス供給施設 (閾値以下)	4	1,2,4-トリメチルベンゼン、ベンゼン、キシレン(異性体混合物)、トルエン
ガソリンスタンド	4	ベンゼン、トルエン、キシレン、ヘキサン
自動車等発生源 (自動車、バイク)	9	ベンゼン、1,3-ブタジエン、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、アセトン、Sox、NOx
家庭	5	NOx、1,4-ジクロロベンゼン、イソプロピルアルコール、ナフタレン、アセトン

パイロット試行の実施手順

フェーズⅠ

- 全てのステークホルダーへの意識啓発 /

フェーズⅡ

- 点源の評価および報告のトレーニング /

フェーズⅢ

- 点源の実施およびサポート /

フェーズⅣ

- 報告およびデータの編纂 /

フェーズⅤ

- リスク情報の開示・伝達

フェーズⅥ

- フィードバック調査

参考文献: PCD, DIW, IEAT, JICA エキスパートチーム、(2012); ラーヨング県 (Rayong Province) 向け PRTR パイロット・プロジェクト実行計画書、JICA-PRTR プロジェクト

website <http://prtr.pcd.go.th>

PRTR  
ทำเนียบการปลดปล่อย และเคลื่อนย้ายมลพิษ

Keyword search 
เพิ่มใจค้นหา   ทั่วโลก

 หน้าหลัก  PRTR ประเทศไทย  แหล่งกำเนิดมลพิษ  รายงานปลดปล่อยมลพิษ  เมนู PRTR

 PRTR

-  PRTR คืออะไร
-  รายงานแนว PRTR
-  แผนที่ PRTR
-  LOGIN ผู้บริหารระบบ
-  สหกรณ์ PRTR



現在進行中の活動および
将来の方向性

新たな規則に関する現在進行中の活動

および将来の方向性

- ❖ 有害物質法の追加修正の検討。例えば、
 - 現行の法律では「輸入」と「輸出」のみが規定されているが、定義の範囲に、「トランジット(通過)」を追加する。
 - 研究開発の目的の場合には、タイプ4の有害物質の輸入および使用を例外指定とする。
- ❖ 国際条約(例えば、ロッテルダム条約、ストックホルム条約および水俣条約)に含まれている新しい化学物質の記載を有害物質リストに追加する。

新たな規制に関する現在進行中の活動

および将来の方向性 (つづき)

- ❖ 食品医薬局および畜産開発局によるGHSの実施。
- ❖ 運輸省による危険物の輸送に関する法案。
- ❖ 以下に含まれる関連条項の実施。
 - 大メコン南部クロスボーダー輸送協定 (Greater Mekong Subregion Cross-Border Transport Agreement)
 - 物品の輸送の便宜に関するアセアン域内協定 (ASEAN Framework Agreement on Facilitation of Goods in Transit)

ご清聴ありがとうございました

詳細情報につきましては、以下にご連絡ください。

自然資源環境省

公害管理局

廃棄物および有害物質管理部

92 Soi Phahon Yothin 7, Phahon Yothin Road

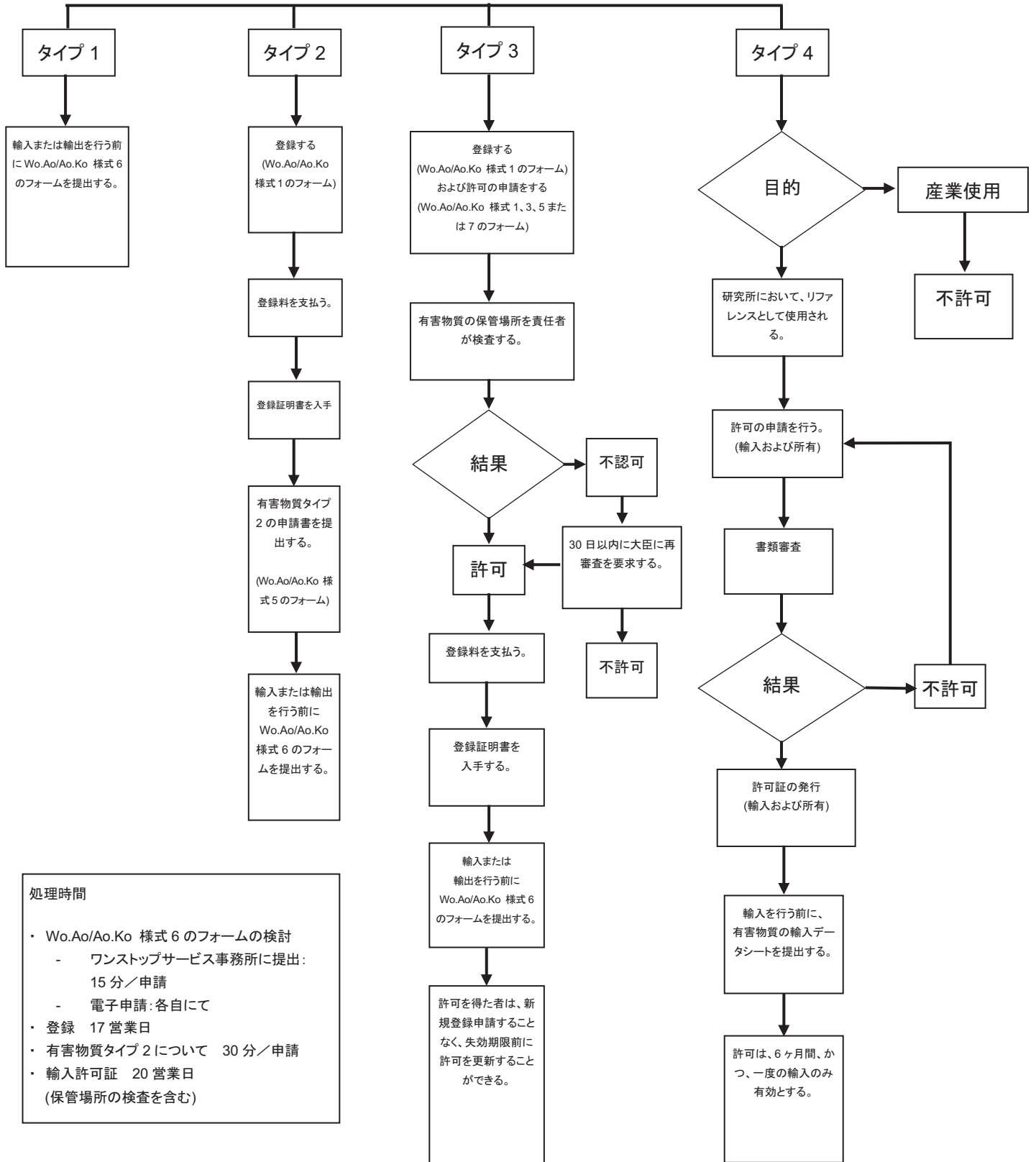
Phayathai, Bangkok 10400 Thailand

Tel: +66 2298 2422

Fax: +66 2298 5393

ホームページ: <http://www.pcd.go.th>

有害物質の輸入および輸出の手続き



処理時間

- ・ Wo.Ao/Ao.Ko 様式 6 のフォームの検討
 - ワンストップサービス事務所に提出: 15分/申請
 - 電子申請: 各自にて
- ・ 登録 17 営業日
- ・ 有害物質タイプ 2 について 30 分/申請
- ・ 輸入許可証 20 営業日 (保管場所の検査を含む)

注意：上記の手続きは、有害物質の輸入および輸出についてのみ適用される。